

各介護保険施設等管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公印省略)

### 社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について (通知)

日ごろ、高齢者福祉施策の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同月10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省より、2月12日付け事務連絡「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」(別添)が発出されたところです。

各介護保険施設等管理者におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、施設ごとの人員、施設及び設備、運営に関する基準に基づいて下記の対応を講じていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 非常災害対策の適切な実施

下記の事項の実施状況について点検を行うとともに、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること

##### 【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

#### 2 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

下記の事項の実施状況について点検を行うとともに、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること

##### 【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

#### 3 その他

(構造) 設備の基準上、火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制の整備を要する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、その実施状況について点検を行うとともに、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること

事務連絡  
平成25年2月13日

各有料老人ホーム施設長 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公印省略)

### 社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について (通知)

日ごろ、高齢者福祉施策の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同月10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省より、2月12日付け事務連絡「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」(別添)が発出されたところです。

各有料老人ホーム施設長におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づいて下記の対応を講じていただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 緊急時の対応

下記の事項の実施状況について点検を行うとともに、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること

##### 【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 定期的な避難訓練の実施状況
- ※ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況、定期的な従業者に対する周知状況についても併せてご点検ください

##### 2 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

下記の事項の実施状況について点検を行うとともに、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること

##### 【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

事 務 連 絡

平成25年2月12日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

#### 社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同月10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

これを受け、総務省消防庁より、2月12日付け消防予第56号「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（別添）が発出されたところです。

貴部局におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より、2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考1）、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地

域移行・障害児支援室より、2月11日付け事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考2）、厚生労働省老健局振興課・老人保健課より2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考3）を  
発出しておりますので、関係部局とも連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られますようお願いいたします。



別添

消防予第56号  
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

### 記

#### 1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

#### 2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

#### 3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533